

2008年 4月26日 (資料3)

2009年 5月 2日 (資料6)

2011年12月10日 改訂

「楽譜点訳の基礎」 現行との相違点 (凸面)

☆記載順序は「楽譜点訳の基礎」の項目に沿い、点訳の手引書として追記する。

☆ '09年5月2日発行「点訳資料6」と合本した。

【2 音符・休符・連符】

7 ページ (2) に 追加

(イ) は、声楽譜の歌のパートでのみ使用できる。

8 ページ 1行目に下線部挿入

この記号は後から出てくる分別の必要な音符・休符の前に記す。

9 ページ (1) に 追加

また、五線譜に連符の表記がない場合でも、点字楽譜では連符記号を補う。

10 ページ (3) 訂正

(3) 同じ小節において、異なった幾つかの連符が現れるとき、必要に応じ
3連符⊕を使う。

【3 拍子記号】

11 ページ 拍子記号 追加

$$\frac{4}{4} \frac{3}{2} \quad \frac{4}{4} + \frac{3}{2} \quad ::::$$

$$\frac{4}{p} \quad \frac{4}{p} \quad ::::$$

2 (ひとつの数字で表された) ::::

ただし、「戻り数字繰り返し」と誤読される可能性がある場合は工夫が必要。

11 ページ (1) に 追加

拍子記号のみを行末に記すことはさける。また、5マス目より調子記号とともに記す方法もある。

12 ページ 訂正

※印 2行目 五線譜に複縦線が記されている場合は、< :: :: :: >を記す。
以降、点訳譜例に複縦線があるものにはすべて< :: :: :: >を入れる。

【4 音列記号】

14 ページ 追加

(2) 行頭の音符には必ず音列記号を記す。
以降、点訳譜例の行頭にはすべて音列をいれる。

14 ページ (3) を 追加

(3) 8 va alta、8 va bassa、8 va……、loco は用語で記さず、音列記号を用いて実音を記す。

【5 小節に関する記号】

15 ページ (1) に 追加

しかし、縦線を記す必要がある時は、前後1マスあけて①②③の点を記す。

【7 調子記号】

18 ページ (1) に 追加

調子記号のみを行末に記すことはさける。また、5マス目より拍子記号とともに記す方法もある。

転調にナチュラル記号が含まれている場合、シャープ・フラット記号の前に記す。

【8 スラーとタイについて】

24 ページ 訂正

- (1) 短いスラー 4個の音符(和音) → 3個の音符(和音)
- (2) 長いスラー 5個以上の音符(和音) → 4個以上の音符(和音)

24 ページ (3) に 追加

- ・二重にスラーが掛かっているとき、通常のスラーとともに用いる。
- ・一つの音符の上にフレーズスラーの終わりと始まりがある時は、音符の前に :: :: :: を記す。
- ・点字楽譜において、異なる譜表や異なる声部にスラーがかかっていて、フレーズスラーの使用が必要な時に記す。

24 ページ (4) (5) を 追加

(4) 点字楽譜においての一つの譜表から他の譜表にかかるスラー
(異譜間スラー) ∴ ∴

部分けの一つの声部から他の声部 (同譜表内) へのスラー
(異声部間スラー) ∴ ∴

(5) 音符 (休符) の上で終わっていない弧線 (受ける音符・休符がない) ∴ ∴

すべての音から弧線が出ている和音 ∴ ∴ ∴

【9 集合音符】

25 ページ 最後の行に下線部を挿入

…… 多く現れる時、拍や連符を明瞭にするために、……

26 ページ 1 行目 訂正

1 拍ごとのグループに → 拍ごと (1 拍や半拍など) のグループに

【10 速度・強弱についての記号・標語】

29 ページ A (1) ハ に 追加

♪ ≡ 100 ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴

♪ = ♩ ∴ ∴ ∴

【11 標語の記し方】

31 ページ (2) ハ を 追加

ハ 標語の継続をあらわすには、標語の後に③の点 2 コ
(例: ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴) を記し、継続の終わりに
止め記号 ∴ ∴ を記す。

二重に継続がかかっている時は、一方には上記のものを、他方には
標語の後に③⑥の点 2 コを記し、その継続の終わりに
止め記号 ∴ ∴ を記す。

32 ページ (4) 訂正

松葉形のクレッシェンド、デクレッシェンドの終わりの記号は次の場合
省略することができる。間に音符・休符がないこと (標語をはさんでいても良い)。

(イ) 続いて松葉形のクレッシェンド、デクレッシェンドの始まりがある時

(ロ) *f* *p* 等の強弱記号がすぐ続く時

＊ただし、*sf sfz rfz* 等の記号においては終わりの記号は省略できない。

32 ページ (5) 1・2行目 訂正及び挿入

発想標語が2個以上の単語からできている時は、それが略語でもレ下がりカッコに入れ、前後を1マスあけて記す。また、複数の標語を同じレ下がりカッコ内に入れて記す時は標語間をコンマ(②の点)で区切る。

また標語の文字数によっても、レ下がりカッコに入れることがある。

32 ページ (5) に 追加

- ・レ下がりカッコ内の標語の大文字は略す。
- ・レ下がりカッコの終わりが行末にきて改行する際、つなぎの⑤の点は不要。
- ・レ下がりカッコ内でも、単語の切れ目で改行できる。

【12 奏法に関する記号】

33 ページ 記号 追加

- ・一つの音符の上にごく短い松葉記号が向い合っている時 
- ・音符と音符の間に書かれたフェルマータ記号 
- ・縦線の上に書かれたフェルマータ記号 

33 ページ 最終行 追加

- ・リピート記号の終わり、一番カッコ、二番カッコなどの前、複縦線の前では、原則として省略(連続)表記は止める。

36 ページ 訂正

上の譜例、3小節と7小節は集合音符にしない考え方もある。

下の譜例、10小節の松葉の開きが必要。

38 ページ 訂正

2小節の松葉の閉じと4小節の松葉の閉じ、必要なし。

5小節の cre. の位置は複付点4分音符ファの前にする考え方もある。

【13 装飾音】

39 ページ 追加

- (1) 五線譜に装飾音の弧線が記されているときは点字譜でも弧線を記す。

41 ページ *に 追加

- ・装飾音のスラーがない場合、親音符と離さず記す。
- ・親音符にかかる装飾音のスラーで、装飾音が3コ以上ある場合、初めの装飾音の後に ♪♪♪ を記し、最後の装飾音の後に ♪♪ を記す。
- ・親音符と装飾音が混在している場合、親音符と同様に装飾音符にも音程、奏法が記されていれば省略（連続）表記ができる。

【14 繰り返し（省略）法】

46 ページ 訂正

（4）ロの譜例は、フレーズスラーを使用してレ下がりを用いる方法もある。

49 ページ 追加

ハ 同じパラレル内に限る。

50 ページ 現行使用せず

（2）セーニョ、ダ・カーポの項目

52 ページ 現行使用せず

ロの項目

53 ページ （3）その他の諸記号

追加 セーニョ記号が2個書かれている場合、後者はダル・セーニョ記号を記す。

訂正 ダル・セーニョの指示は、五線譜に（D. S.）と書かれているものは、五線譜どおりに記す。

現行使用せず 繰り返す部分の終わりを示す記号

現行使用せず イ ニ ト チの項目

【15 和音】

59 ページ 和音の項に 追加

<音程法> （和音の表し方）

和音は基準音（基準の音）と音程記号（基準音との隔たり）によって表す。楽譜を点訳した際、「音程法」によって記した事、及び基準音の取り方を明記しなければならない。

（1）基準音の決め方

イ 高音部記号（ト音記号）、有鍵楽器の右手記号で記されている和音は最高音を基準音とし、順次低い方へ音程記号で記す。

- ロ 低音部記号(へ音記号)、有鍵楽器の左手記号で記されている和音は最低音を基準音とし、順次高い方へ音程記号で記す。

(2) 音列記号について

イ 基準音の音列は「音列記号の規則」に従う。

ロ 音程記号に音列が必要な場合

- ・基準音と次の音程が9度以上離れている時。たとえば、9度は必要な音列記号と2度音程記号、10度は必要な音列記号と3度音程記号のように記す。
- ・隣り合う二つの音程記号間が8度以上離れている時。
- ・同度音程は後の音に必要な音列記号と8度音程記号を記す。

(3) 付点の付いた和音は基準音にのみ付点をつける。

(4) 和音内のある音に臨時記号がある時、その音程記号の前に記す。

(5) 音程の省略(連続)表記

- ・同じ音程の和音が4個以上続く時、初めの和音の音程記号を2個記し、最後の和音に1個記す。
- ・ただし、音程記号に臨時記号、その他の記号が付く場合は省略法は使用できない。
- ・オクターヴの和音においては、オクターヴ離れた音程記号に臨時記号(基準音と同じ)がついていても省略法は使用できる。

60 ページ 訂正

<音符法>

ロ 和音で、下がり音符に音列が必要な場合

- ・基準音と次の下がり音符が9度以上離れているとき
- ・隣り合う下がり音符の音程が8度以上離れているとき

62 ページ 現行使用せず

※の文章

62 ページ (8) 和音のタイ記号の規則 削除及び挿入

イ 全文削除、以下挿入

①和音を構成する音が同数で、構成する音すべてから弧線がでており、次のいずれかにあてはまる場合

②構成する音が3音以上

- ・和音を構成する音がすべて同じ音
- ・基準音が同じ音
- ・基準音以外の2音以上が同じ音

⑥和音を構成する音が2音

・和音を構成する音がすべて同じ音

*1音のみが同じ音のときは、それぞれにスラー記号と単音のタイ記号を記す

②和音を構成する音が同数ではないが、構成する音すべてから弧線が出ている場合

* 和音のタイ記号を記すことで弧線が不明瞭になるときは用いない

63 ページ 訂正

ハ 5個以上の和音を → 4個以上の和音を

この部分の点字譜例に関しては、基準音の後にシングルタイを記すように訂正。

【16 部分け法・内分け法】

65 ページ (2) に 追加

ただし、記号の後にレ下がりカッコが続く場合は1マスあける。

65 ページ (3) に 追加

ただし、内分け記号で一声部になった場合、次の小節の音列は「音列記号の規則」に従う。

65 ページ (4) に 追加

また、これらの記号は行頭には記さない。

66 ページ (5) に 追加

・臨時記号は部分けされた声部ごとに必要となる。五線譜に記されていない記号は⑤の点を前置する。ただし、各声部で共有している場合、⑤の点は前置しない。

・部分けのために生じた拍合わせのための休符には⑤の点を前置する。ただし、各声部で共有する休符には⑤の点を前置しない。

・部分けにより分かれた声部数が同数の時、同声部内で小節を越えて省略(連続)表記ができる。

66 ページ 下線部挿入

(5) 2行目 記号の後では無効となるので、⑤の点を伴った変化記号を再び記さなければならない。

【17 その他の諸記号 — B ピアノ】

71 ページ 現行使用せず

(3) ペダル記号

一つの音符の下に Ped. と*が同時にある時 ::::

【17 その他の諸記号 — C 弦楽器】

74 ページ 他参照

(3) 指記号

右手指記号は異っているので、「ギター譜点訳の手引き」参照。

【17 その他の諸記号 — D その他】

79 ページ 訂正

(2) 音程記号

1度の記号 → 音列+8度の記号

82 ページ 現行使用せず

(3) コード ハの項目

83 ページ D その他に 追加

- (7) 編集者によって付け加えられた用語・記号が他 (Original、別の出版物) の用語・記号と区別されている時は、編集者の記号に :: を前置する。

楽譜によって表し方は異なるので、必ず解説等を読み確認する必要がある。

- (8) 楽譜内のアスタリスク (* 注記号) ::::

複数ある時は、この記号に続けて番号、アルファベットなどを入れる。

脚注は :: を書き、1マスあけて注の内容を記す。

- (9) 有鍵、または器楽音楽において、二声以上の声部で同時に鳴らされる (拍のタイミングを合わす) 事を示す場合、合わせる音各々に :: を前置する。

(10) 諸記号（以下の記号を使用する時は、その内容等をよく考慮する）

イ	五線譜の上に記された角カッコ	
ロ	五線譜の下に記された角カッコ	
ハ	カンマ、ブレス記号	
ニ	下行アルペジオ	
ホ	三角のフェルマータ 	
ヘ	四角のフェルマータ 	
ト	符尾の無い黒マル音符	
チ	×形音符	
リ	符尾のみで表された音符	

84 ページ 他参照

「歌曲」に関しては、「声楽譜」テキスト参照。

94 ページ 訂正

㊦の点字譜例は、現行の方法と異なっている。